

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率性、透明性を向上させ、株主をはじめとしたステークホルダーの立場に立って継続的、安定的に企業価値を高めることをコーポレート・ガバナンスの基本的指針としております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各基本原則を実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

#### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社エムワイコーポレーション	824,600	13.19
株式会社ソルプティ	804,600	12.87
株式会社ティ・アイロード	615,800	9.85
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505224	583,800	9.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	406,900	6.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	202,000	3.23
後藤 弘治	187,400	3.00
後藤 隆司	187,400	3.00
後藤 勇	187,400	3.00
日進工具従業員持株会	139,764	2.24

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	機械
----	----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
辻 正重	学者													
榎本 良輝	学者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
辻 正重	○	○	—	大学での長年に亘る研究で培われた経営システムに関する深い知識、及び副学長や理工学部長として組織の運営にあたられた経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、辻正重氏を社外取締役(監査等委員)に選任いたしております。また、同氏は当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。
榎本 良輝	○	○	—	大学での長年に亘る研究で培われた機械工学に関する深い知識、及び大学や学協会等の各種委員会の委員長として組織の運営にあたられた経験を当社の監査体制に活かしていただくため、榎本良輝氏を社外取締役(監査等委員)に選任いたしております。また、同氏は当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。

#### 【監査等委員会】

## 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	なし

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

## 現在の体制を採用している理由

監査等委員のうち、社内取締役1名が常勤しており、十分な情報の収集、会計監査人や内部監査部門との連携が実施できているため、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人はおりません。

なお、監査等委員会はその業務を補助する従業員を任命することができ、任命された監査業務補助者の人事考課、任命解除、懲戒等については、監査等委員及び監査等委員会と協議することとなっております。

## 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員、内部監査人と会計監査人との連携につきましては、監査計画策定時において協議を行う他、会計監査人による実査に監査等委員又は内部監査責任者が立ち会います。また、監査等委員会は会計監査人及び内部監査責任者よりそれぞれの監査結果の報告を受け、問題点の確認等を行います。

当社は、監査法人A&Aパートナーズを会計監査人として選任しております。なお、当期において会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりです。

- ・監査業務を執行した公認会計士の氏名  
指定社員 業務執行社員: 齋藤 晃一  
指定社員 業務執行社員: 岡 賢治
- ・監査業務に係る補助者の構成  
公認会計士6名、その他2名

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

## 【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

## その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員として指定しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

## 該当項目に関する補足説明

役員持株会制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

## 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

## 該当項目に関する補足説明

取締役の当期の報酬につきましては、1億円以上となる者はいないため、個人別の報酬額を開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬等は、株主総会において承認された報酬限度額を上限として、役位、職務内容、実績等を勘案して決定しております。第54期における当社の取締役及び監査役に対する報酬等は以下のとおりであります。

取締役を支払った報酬等 302百万円  
監査役を支払った報酬等 18百万円(うち、社外監査役 5百万円)  
(計) 320百万円(うち、社外役員 5百万円)

### 【社外取締役のサポート体制】

当社は、社外取締役2名を選任いたしております。社外取締役のサポート体制は以下のとおりです。

- ・取締役会、監査等委員会の開催に当たり、資料の事前配布及び事前説明を行うこととしております。
- ・専任の取締役スタッフは設置しておりませんが、管理部門の人員が取締役の求めに応じてデータの抽出や資料の収集を行うこととしております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### ○監査等委員会設置会社への移行

当社は第54回定時株主総会におきまして、社外取締役2名を選任し、監査等委員会設置会社へ移行しております。この移行は、議決権を有する監査等委員である取締役(複数の社外取締役を含む。以下、監査等委員といいます。)を置くことにより、取締役会の管理・監督機能をより一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図るものであります。

### ○ガバナンス機構に関する現状の体制、業務執行、監督機能等の充実に向けたプロセスの導入

当社における意思決定および業務執行のプロセスは次のとおりであります。重要な経営課題等は、役付取締役により構成される経営会議において検討され、取締役会に諮られます。取締役会に諮られた事案は、十分に検討・協議され、監査等委員の意見を聴いて、必要な場合には修正を行い、最終的に承認又は否決されません。

承認された事案については、各業務を担当する執行役員が業務執行の責任を負い、各業務部門の統率を行うとともに、取締役会において担当業務の執行状況についての報告を行います。

取締役は各執行役員からの報告を受け、業務執行状況についての監督を実施しています。なお、経営会議、取締役会とも通常1ヶ月に1回開催されますが、必要な場合には臨時に開催されます。

### ○内部統制システム・リスク管理体制の整備の状況

当社では内部統制システム・リスク管理体制の構築に当たり、統制及び管理が機能する組織の構築を行うとともに、稟議制度の実施、社内規程等ルールに基づいた業務運営の遂行を実践しております。また、社長直轄の経営企画室が内部監査を実施し、内部統制状況の確認機能を担っております。内部統制報告制度への対応といたしましては、総務・管理統括役員を委員長とする内部統制委員会が、各統制プロセスの整備状況及び運用状況の評価を実施すると共に、適時に監査法人との調整を行い、改善すべき点については改善を図っております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

### ○監査等委員会設置会社への移行

当社は第54回定時株主総会におきまして、社外取締役2名を選任し、監査等委員会設置会社へ移行しております。この移行は、議決権を有する監査等委員である取締役(複数の社外取締役を含む。以下、監査等委員といいます。)を置くことにより、取締役会の管理・監督機能をより一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図るものであります。

また当社では、迅速かつ機動的な経営判断を行うため、役付取締役により構成される経営会議を設置し、重要な経営課題等について検討を行い、取締役会に諮ることとしております。なお、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、取締役会の活性化により意思決定の迅速化を図るとともに、業務執行者の権限と責任を明確化することにより、業務執行の効率化を進めることを目的として執行役員制度を導入しております。当社では、現在の企業統治の体制が、当社の経営規模等に照らして、効果と効率の面において最も適当であるとの判断から、現体制を採用しております。

### ○社外取締役

当社の社外取締役は2名であり、全員が監査等委員であります。社外取締役に期待される役割といたしましては、自らは業務執行を行わず客観的に他の取締役の業務執行状況をチェックし、取締役会を通じて業務執行が適切に行われるようにすることであると思われれます。社外取締役の選任につきましては、会社経営に高い見識を持ち、あるいは、監査機能発揮に必要な専門分野における高い実績を有し、会社との関係、代表取締役その他の取締役、執行役員及び主要な使用人との関係等を勘案して独立性に問題がなく、取締役会及び監査等委員会等への出席が可能である候補者から決定します。社外取締役の辻正重氏は、青山学院大学の名誉教授であり、社外取締役の榎本良輝氏は、東京都市大学の名誉教授ですが、当社と両大学では人的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は社外取締役の2名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会では、原則としてすべての質問に対し回答しております。 なお、自社ホームページ内に「IR情報」のコーナーを設け、招集通知や議決権行使結果、プレゼン資料、質疑応答内容等を掲載しております。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表、第2四半期決算発表のタイミングで日本証券アナリスト協会主催の決算説明会を実施し代表者自身による説明を行っているほか、四半期決算ごとに機関投資家等を対象に代表者または経営企画室による個別ミーティングを実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	自社ホームページ内に「IR情報」のコーナーを設け、財務情報、プレスリリース等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	執行役員管理部長がIR担当となっており、IRに関連する業務を行っています。	
その他	当社では、IR活動を経営の最重要項目のひとつとして改めて位置づけるとともに、市場関係者の方々との信頼関係を構築し、企業価値の向上を図るため「IR宣言」を策定し、公表いたしました。 また、2012年3月期本決算より、決算短信と同時に決算説明資料を公表しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001を認証取得し、環境マネジメント活動を実践しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	お取引先、株主、投資家等のステークホルダーに対し、適宜適切に企業情報を提供することを、企業行動憲章にて定めております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、経営の効率性、透明性を向上させ、株主をはじめとするステークホルダーの立場に立って、継続的、安定的に企業価値を高めることをコーポレート・ガバナンスの基本的指針としております。その実現のためには、業務を適正かつ効率的に行い、また、その状況を適切に監視するとともに、ステークホルダーに対して正確な情報開示を行うことができる社内体制が不可欠であると考えております。この社内体制、すなわち内部統制システムを充実することは、当社におきましてきわめて重要な経営課題であると認識しております。

#### 2. 内部統制システムの整備状況

当社における業務執行のプロセス及び内部統制システムは次のとおりであります。役付取締役から構成される経営会議において重要な経営課題等が検討され、取締役会に諮られます。取締役会に諮られた事案は、十分に検討・協議され、監査役の意見を聴いて、必要な場合には修正を行い、最終的に承認又は否決されます。承認された事案については、役付取締役を中心に、各業務を担当する取締役が業務執行の責任を負い、業務部門の統率を行っております。また、各部門における業務遂行に当たりましては、稟議制度の実施、社内規程等のルールに基づいた業務遂行を実践しております。一方、経営企画室は、業務執行のラインからは独立した立場で各業務部門に対する内部監査を実施し、不正や誤謬の発見及び防止、効率化の提案等を行っております。また、コンプライアンス担当取締役を置いて（現在は常務取締役管理統括が担当しています）、企業行動憲章やコンプライアンス規程の周知・徹底を図るなど、社内におけるコンプライアンスの推進を行っております。

#### 3. 業務の適正を確保するための体制

当社が取締役会において決議した業務の適正を確保するための体制整備の基本方針は、以下のとおりであります。

(1) 当社及び子会社の取締役（監査等委員を除く。以下同じ。）及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
・日進工具グループにおける企業倫理の確立、法令、定款及び社内規程遵守の確保並びに日進工具グループの経営の強化に資することを目的として制定した、「企業行動憲章」を周知徹底し、取締役及び従業員はこれを遵守するものとする。

・コンプライアンス担当役員を設置し、「コンプライアンス規程」を取締役及び従業員に周知徹底させるとともに、違反が発生した場合にはその検討・審議を行い、速やかに代表取締役社長に報告する。

・当社及び子会社の取締役及び従業員は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の遵守に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに経営企画室に通報する。経営企画室は速やかに事実関係を調査し、調査結果を代表取締役社長及びコンプライアンス担当役員に報告する。

・コンプライアンス違反の未然防止と早期解決を図ることを目的として、経営企画室及び第三者機関を窓口（連絡先）とした日進工具グループの内部通報制度「NSホットライン」を設置・運用する。

(2) 取締役及び従業員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役及び従業員の職務の執行に係る各種の文書、帳票類等の保存及び管理については、「事業活動に関する文書の管理規程」を制定し、適切に作成、保存、管理する。

・株主総会議事録、取締役会議事録の作成及び保存については、法令に従い適正に作成し、適切に保存、管理する。

・「情報セキュリティポリシー」を制定し、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティマネジメントシステムを確立する。

・企業秘密については、「営業秘密に関する管理規程」に基づき適切に管理する。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・リスク管理の基本的事項は、「リスク管理基本規程」を制定し、適切に管理する。

・事業運営（事業戦略、環境、品質、情報セキュリティ、輸出入管理、公正取引、与信管理、人権、会計処理等）に係るリスクについては、リスクが具現した場合の対応を含め、項目ごとに管理部門及び担当役員を定め、規程・細則・ガイドラインを作成し、教育・啓蒙活動及び定期的な監査を通じて、効果的なリスク管理を実施する。

・経営判断（新規事業進出、子会社設立、M&A等の経営戦略に関する意思決定等）に係るリスクについては、必要に応じて弁護士、公認会計士など外部の専門家の助言を受け、関係部門において十分な分析及び対策を検討する。

・リスク管理の観点から特に重要な案件については、経営会議で事前に十分な審議を行ったうえで、取締役会に付議する。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会は、月に1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令、定款及び「取締役会規程」に従い、重要事項について審議・決定を行う。

・取締役会に付議する事項の決定及び経営に関する重要な事項を協議する機関として、代表取締役社長を議長とする「経営会議」を設置し、迅速かつ慎重な審議により付議事項の決定等を行い、取締役の職務が効率的に行われるような運営を行う。

・取締役会は、当社グループの年間予算を決定し、達成すべき目標を明確にする。また定期的にその執行状況を監督するとともに、必要な対策や見直しを行う。

・当社及び子会社の取締役は、取締役会で定めた年間予算に基づき効率的な職務執行を行い、予算の進捗状況については、取締役会での予算実績報告により確認する。

・当社及び子会社の取締役は、取締役会で定められた業務分担事項につき、機動的かつ効率的な職務執行を行う。

・当社及び子会社の取締役及び従業員の職務権限の行使は、「職務権限規程」に基づき適正かつ効率的に行う。

・当社及び子会社の取締役は、職務執行の効率化を図るため、各種の業務用システムの構築、運用及び改善を行う。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・子会社に対して、取締役及び必要に応じて監査役を派遣し、主管部門による日常的な管理を行うとともに、子会社の遵法体制その他その業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行う。

・子会社の事業運営に関する事項については、「関係会社管理規程」に基づき、主管部門に報告、協議させるとともに、その重要度に応じて、経営会議での審議及び取締役会への付議を行う。

・監査等委員会及び経営企画室は、往査を含め、当社及び子会社の監査を行うとともに、業務の適正性確保のため、必要に応じて相互に意見交換等を行い、連携を図る。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項並びに当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査等委員会の業務を補助する専任部門・従業員は設置・配置はしないが、監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）及び監査等委員会の求めにより、監査等委員会の業務を補助する従業員を任命することができる。

・任命された監査業務補助者の人事考課、任命解除、懲戒等については、監査等委員及び監査等委員会と協議する。

(7) 当社及び子会社の取締役及び従業員が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

・当社及び子会社の取締役及び従業員は、監査等委員及び監査等委員会の求めに応じて、随時その職務の執行状況及び会社に重大な影響を及ぼす事項について、その内容を報告する。

・経営企画室長は、内部監査の結果を定期的に監査等委員会に報告する。

・経営企画室長は、監査等委員及び監査等委員会に対して、内部者通報制度「NSホットライン」の運用状況につき定期的に報告し、取締役及び従業員に「企業行動憲章」に違反する事実があると認められた場合その他緊急の報告が必要な場合には、直ちに報告する。

・重要な決裁書類は、監査等委員の閲覧に供する。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査等委員及び監査等委員会は、代表取締役と定期的な会合を持ち、相互の意思疎通を図る。

・監査等委員及び監査等委員会は、会計監査人と定期的な会合を持ち、緊密な関係を保つとともに情報収集及び意見交換を行う。

・監査等委員は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。

・監査等委員は、随時会計システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。

・監査等委員は、3ヶ月に1度監査等委員会を開催し、監査実施状況等について情報の交換・協議を行うとともに、経営企画室と定期的な意見交

換を行う。

・監査等委員の職務の執行について生ずる費用等については、内容を確認のうえ速やかに処理するものとする。

(9)反社会的勢力排除に向けた体制

・当社グループは、反社会的勢力排除に向け、全役職員の行動基準を明示した「企業行動憲章」において「反社会的勢力に対して毅然とした態度をとり、経済的利益を供与しない」旨を掲げ、反社会的勢力とは一切関係を持たないことを基本方針とする。

・当社は、「反社会的勢力に対する対応体制基本規程」を定め、全役職員及び関連会社への周知徹底を行うとともに、不当要求防止責任者を設置し体制の整備を図る。

(10)財務報告の適正性を確保するための体制

・当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、各種業務に関わる規程・マニュアルを整備し、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理し、予防及び牽制機能を整備・運用・評価し、不備があれば是正していく体制を整備する。

・体制整備に際しては、内部統制委員会を中心とした全社横断的な各部門の協力体制により行うものとする。

・取締役会は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対して責任を有する。

・監査等委員会は、取締役会が財務報告に係る内部統制を適切に整備・運用しているか監視し検証する。

・財務報告は、マニュアルに基づき作成され経理課長及び管理部長が確認を実施後、監査等委員会が記載内容に関し重要な指摘事項のないことを確認し、取締役会に付議され承認される。

・当社は、財務報告の有効性を確保するためにITを活用するとともに、業務プロセスに組み込まれたITが、あらかじめ定めた方針や手続きに従って適切に機能しているかどうかを監視、評価する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向け、全役職員の行動基準を明示した「企業行動憲章」において「反社会的勢力に対して毅然とした態度をとり、経済的利益を供与しない」旨を掲げ、反社会的勢力とは一切関係を持たないことを基本方針としております。

当社は、「反社会的勢力に対する対応体制基本規程」を定め、全役職員及び関連会社への周知徹底を行うとともに、不当要求防止責任者を設置し体制の整備を図っております。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

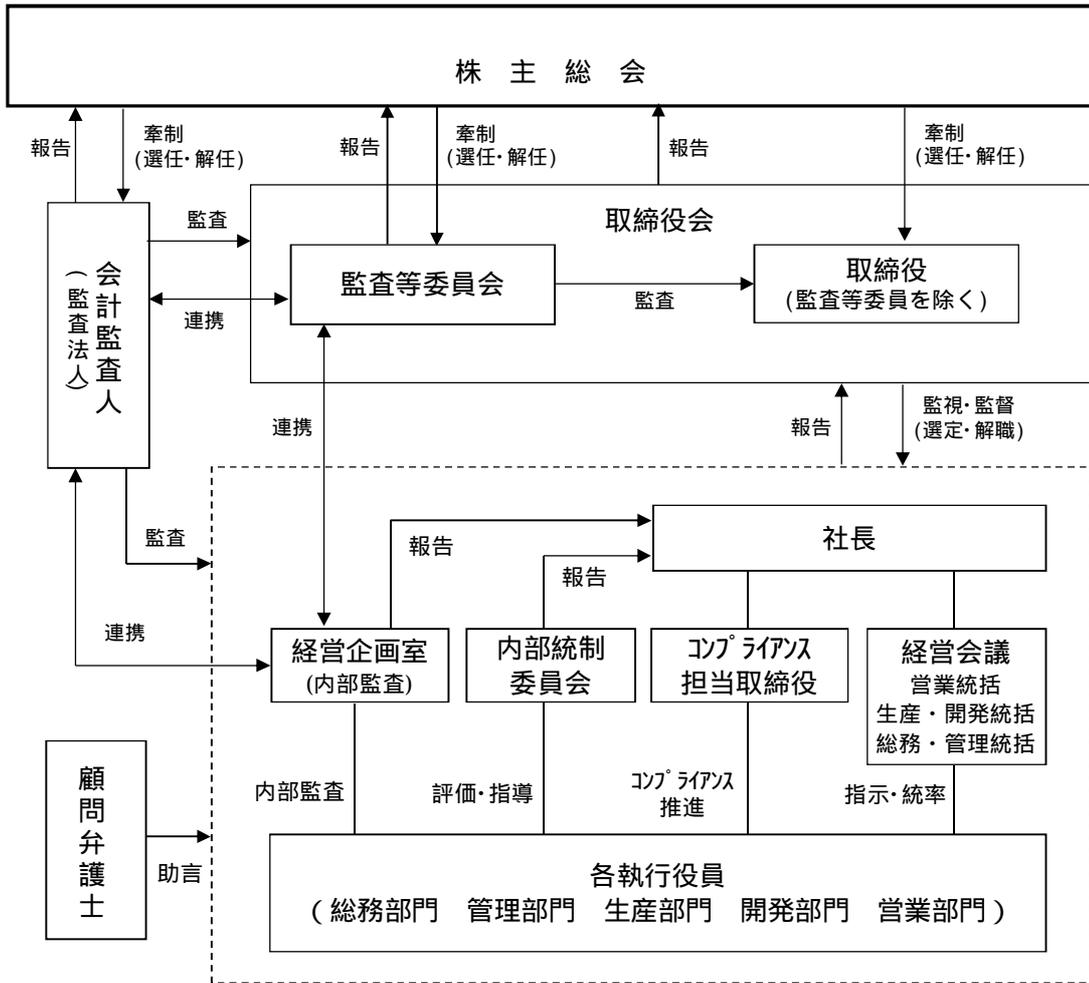
なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

模式図（参考書類）

・内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制



・適時開示体制の概要

